

青森県報

第千二百二十九号

令和八年
十月十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康医療福祉政策課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……三
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(税 務 課) ……三
- 換地計画の決定……………(農村整備課) ……四

告

示

青森県告示第五百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田附齒科医院	五所川原市字寺町一六	令和八・三・三
ポニー薬局	上北郡七戸町字影津内九八の九	八・三・三
サカエ薬局布屋	五所川原市字弥生町四の一	八・四・四
サカエ薬局五所川原	五所川原市字弥生町三	八・四・三

青森県告示第五百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田附齒科医院	五所川原市字寺町一六	令和八・三・四

さとうクリニック泌尿器・腎臓 内科	弘前市大字川先二丁目三の七	八・四・一
さいとう調剤薬局川先店	弘前市大字川先二丁目三の三五	ク
特別養護老人ホーム三戸老人ホーム医務室	三戸郡南部町大字大向字仙ノ木平三一の一	ク
サカエ薬局五所川原	五所川原市字弥生町一八の八	八・四・五
サカエ薬局西北	五所川原市字大町五〇三の四	八・五・一
HONUKIDSCLINIC	五所川原市字旭町一八の一	ク

青森県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

事業名	事業所		指定年月日
	主たる事務所の所在地	事業所の所在地	
株式会社志心会	黒石市緑ヶ丘八七の三	訪問看護ステーションえふ	令和八・三・五
		弘前市大字城東中央一丁目一二の四ワンミリオン中央B号室	

青森県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	松尾歯科	三戸郡五戸町字愛宕後二六の一四	令和八・二・六
変更後	松尾歯科・おとなこども矯正歯科		

青森県告示第五百三十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
サカエ薬局布屋	五所川原市字弥生町四の一	令和八・四・四
サカエ薬局五所川原	五所川原市字弥生町三	八・四・三

青森県告示第五百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
田附歯科医院	五所川原市字寺町一六	令和 八・三・四
さとうクリニック泌尿器・腎臓 内科	弘前市大字川先二丁目三の七	八・四・一
さいとう調剤薬局川先店	弘前市大字川先二丁目三の三五	〃
特別養護老人ホーム三戸老人ホーム医務室	三戸郡南部町大字大向字仙ノ木平三一の一	〃
サカエ薬局五所川原	五所川原市字弥生町一八の八	八・四・五
サカエ薬局西北	五所川原市字大町五〇三の四	八・五・一
INNU KIDS CL	五所川原市字旭町一八の一	〃

青森県告示第五百三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例によ

る生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	名 称	所 在 地	年 変 月 日 更
変更前	松尾歯科	三戸郡五戸町字愛宕後二六の一四	令和 八・三・六
変更後	松尾歯科・おとなこども矯正歯科		

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県税務システム運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県財務部税務課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年九月二十四日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目三の三

六 契約金額

四億四千五百七十万二千九百五十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、三本木・滝沢地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和八年十月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年十月十五日から同年十一月十二日まで

三 縦覧の場所

青森県のウェブサイト（換地計画書の写しのうち、各筆換地等明細書を除いた部分に限る。）及び青森市役所浪岡庁舎

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭